平成26年度船員安全取組大賞

船員の労働災害防止に取り組む、船舶所有者、船員及びその関係者を対象に、その優れた取組を表彰し、広く紹介するもので、各船で行っている船員災害防止活動の質的な向上を目指し、また、活動への意欲の向上を図り、ひいては船員災害の減少に資することを目的としています。





応募対象

船員、船舶所有者及びその関係者が、申請時点において行っている次のような取組。または、今後始める取組。

- ① 船員災害防止に向けた先進的な取組であり、 実績のあがっているもの。
- ② 船内環境の改善等により、船内の環境が向上 し、船員の労働環境の改善に顕著な効果のあっ たもの。
- ③ その他、船員災害防止を目指した顕著な取組を行っているもの。



応募資格

- ①船員、船舶所有者及びその関係者であること。
- ②経験年数、役職、法人格の有無等は問いません。
- ③グループ単位での応募も可能です。
- ④自薦・他薦の別を問いません。 (他薦の場合は本人の承諾を取って下さい。)



応募方法

(1) 応募書類

別添の応募書類に必要事項を記入の上、参考となる資料(図・写真・その他。A4サイズ10枚まで。)を用意して下さい。

- (2) 応募先・方法 最寄りの運輸局へ郵送又は持参して下さい。
- (3) 疝募期限

平成26年5月30日(金) 当日消印有効

※応募書類等は、原則として返却致しません。



審査方法・基準

申請のあった取組に対して、次の審査基準に基づ き「船員災害防止モデル事業検討委員会」で審査・ 選定します。(次のいずれかを満たすこと。)

(1) 先進的なものであること。

- ・ 目標の立て方、取組内容等が他と比べて革新性がある取組
- ・ 他の者とは異なる独自性がある取組等

(2) 実践性を有するものであること。

- これまでに実践されている取組
- ・ 新たに取り組む場合は、確実に実践できるものである取組等

(3) 継続性を有するものであること。

- ・ 一過性でなく、将来的に継続可能な取組等
- (4)他の参考となる取組であること。
- 他の者が取り組むことができ、分かりやすい 取組等

(5) 効果が上がっていること。

- ・ 船員災害が減少している取組(新規取組の場合を除く。)
- 安全意識の向上がみられる取組等
- ・ 新規取組の場合は、上記2点が十分見込まれること。



審査結果の公表及び表彰

審査結果は、国土交通省ホームページ上で公表します。

受賞者には、表彰状(国土交通省海事局長)の進 呈を行うほか、「平成26年度船員安全取組大賞」 のロゴマークを使用することができます。

なお、船員災害防止大会等において、プレゼン テーションを行っていただくことがあります。

※選考されなかった取組について、申請者の氏名、 理由等は公表しません。



お問い合せ先

船員安全取組大賞の申請書類については、最寄りの運輸局に郵送又は持参により提出して下さい。 その他お問い合せについては、下記の連絡先のほか、最寄りの運輸局の窓口にお問い合わせ下さい。

国土交通省海事局船員政策課安全衛生室

TEL:03-5253-8111(内線:45-144)

FAX:03-5253-1643